

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和4年1月11日（令和4年（行情）諮問第6号）

答申日：令和4年5月19日（令和4年度（行情）答申第23号）

事件名：特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

国家安全保障会議の記録【四大臣会合】（令和2年8月26日）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年9月27日付け閣安保第265号により、国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）不開示箇所の特定を求める。

「不開示とした部分」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは内閣府情報公開・個人情報保護審査会（原文ママ）の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されていても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開処理事務の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

（3）電磁的記録が特定されていないものは電磁的記録を、紙媒体が特定されていないものは紙媒体をそれぞれ特定されたい。

電磁的記録が特定されていないもの及び紙媒体が特定されていないも

のがそれぞれ存在するので、その特定を求めるものである。

(4) 開示決定日が改ざんされている疑いがある。

開示決定日は9月28日付けであるが、開示決定通知書が発送された封筒の消印は10月5日付けとなっている。

両方の日付は不自然に離れているので、手続きの遅れをごまかすために遡って決定日が改ざんされた疑いがある。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「「安全保障戦略のありようについて、この夏、国家安全保障会議で徹底的に議論し、新しい方向性をしっかりと打ち出」（令和2年6月18日内閣総理大臣記者会見）す業務のために行政文書ファイルに綴った文書の全て、及び当該決定の後に綴られた文書の全て。」との行政文書開示請求に対して、処分庁において、法9条1項の規定に基づき原処分を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し」、「不開示箇所の特定を求める」、「電磁的記録が特定されていないものは電磁的記録を、紙媒体が特定されていないものは紙媒体をそれぞれ特定されたい」及び「開示決定日が改ざんされている疑いがある」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

2 原処分の妥当性について

処分庁においては、原処分において不開示箇所を適正に特定しており、開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、電磁的記録及び紙媒体を適正に特定している。さらに、本件審査請求を受け、処分庁において改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

加えて、処分庁において、開示決定日までに適正に開示決定をしており、開示決定日の改ざんは認められない。

以上の点から、原処分は妥当である。

3 審査請求人の主張について

(1) 「一部に対する不開示決定の取消し。」との点については、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張している。

しかしながら、上記2のとおり、処分庁において対象となる文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

(2) 「不開示箇所の特定を求める」との点については、「「不開示とした部分」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは内閣府情報公開・個人情報保護審査会（原文ママ）の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる」旨主張している。

しかしながら、原処分の際に、不開示箇所について明確に記載していると認められるところである。

- (3) 「電磁的記録が特定されていないものは電磁的記録を、紙媒体が特定されていないものは紙媒体をそれぞれ特定されたい。」との点については、「電磁的記録が特定されていないもの及び紙媒体が特定されていないものがそれぞれ存在するので、その特定を求めるものである。」旨、主張している。

しかしながら、上記2のとおり、処分庁においては、本件開示請求に対して、原処分のとおり電磁的記録及び紙媒体を適正に特定している。また、本件審査請求を受け、処分庁において改めて対象文書を探索したが、原処分で特定した電磁的記録及び紙媒体以外の対象文書の存在は確認できなかったとのことであり、処分庁において、原処分において電磁的記録及び紙媒体を適正に特定していると認められるところである。

- (4) 「開示決定日が改ざんされている疑いがある。」との点については、「開示決定日は9月28日付けであるが、開示決定通知書が発送された封筒の消印は10月5日付けとなっている。両方の日付は不自然に離れているので、手続きの遅れをごまかすために遡って決定日が改ざんされた疑いがある。」旨主張している。

しかしながら、上記2のとおり、処分庁において開示決定日に適正に開示決定されているところである。

4 結語

以上のとおり、本件開示請求につき、法9条1項の規定に基づき行った開示等決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年1月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月28日 審議
- ④ 同年4月14日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年5月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、国家安全保障会議の記録【四大臣会合】（令和2年8月26日）であり、処分庁は、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書の不開示部分の開示を求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書の1枚目5行目の不開示部分には、国家安全保障会議の開催場所が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する重要事項を審議する会議の今後の開催場所が推察され、敵対する勢力から妨害措置を講じられるなど、国家安全保障会議の開催に支障を来し、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件対象文書の1枚目右上の不開示部分には、文書の取扱区分等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、国家安全保障会議の各回の議事内容の秘匿度等が明らかとなり、同会議の議題や日程等の公開された情報と照合することによって、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されるなど、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 本件対象文書の1枚目21行目以降の不開示部分には、国家安全保障会議における議事内容が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する情報関心、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 本件において審査請求人は文書の再特定を求めているが、原処分は法11条の規定を適用した上で相当の部分について行われたものであり、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書以外の文書については、既に開示決定が行われ、これに対する審査請求において文書の特定が争われているとのことであるから、本件において文

書の特定を争うことに、不服申立ての利益は認められず、当該主張は失当である。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美